

## 今回のスクリーニング評価の進め方

## 1. 対象物質

## 【第二種監視化学物質】

平成 22 年 4 月時点指定物質数	1 0 7 0 物質
うち、製造輸入数量届出あり	6 8 2 物質
うち、製造輸入数量 10 トン超	<u>4 4 7 物質</u>

## 【第三種監視化学物質】

平成 22 年 4 月時点指定物質数	2 7 6 物質
うち、製造輸入数量届出あり	2 1 2 物質
うち、製造輸入数量 10 トン超	<u>1 6 6 物質</u>

## 2. 有害性に関する情報

## 【第二種監視化学物質】

原則として、化審法に基づく審査により第二種監視化学物質相当と判定した際の根拠となった有害性情報により有害性クラスを付与した。

化管法をもとに第二種監視化学物質に指定された化学物質について、その根拠が優先度マトリックスにおいて評価できないもの等は今回のスクリーニング評価の対象外とし、来年度以降、データを収集した後にスクリーニング評価の対象とすることにした。(別添：化管法の対象物質から指定された第二種監視化学物質のスクリーニング評価における取扱について)

事業者からの判定日以降に報告された有害性情報を有害性クラス判定の際に考慮した。

## 【第三種監視化学物質】

原則として、化審法に基づく審査により第三種監視化学物質相当と判定した際の根拠となった有害性情報により有害性クラスを付与した。

ただし、平成 20 年 11 月の化管法政令改正により第一種及び第二種指定化学物質に指定された物質については、化審法に基づく審査の際に、一種類の栄養段階の有害性情報のみを用いて第三種監視化学物質相当と判定していたことから、今回、新たに公知の有害性情報を収集した上で、「生態毒性に関する有害性情報の信頼性の確認方法について」【参考 4 参照】により信頼性を確認した上で有害性クラスを付与した。【資料 2 参照】

なお、第三種監視化学物質については、判定日以降は事業者からの有害性情

報の報告はなかった。

### 3．暴露に関する情報

化審法に基づき事業者より届出のあった製造・輸入・出荷数量（平成21年度実績）及び用途分類並びにスクリーニング評価用の用途分類別排出係数から推計される全国合計排出量に、分解性を加味した量により暴露クラスを付与した。

この際、環境中での分解性を考慮するため、分解性未判定物質については、分解性に関する情報を収集した。【資料3参照】

また、専門家による個別判断に資するため、一部の物質については化管法に基づき事業者より届出のあった平成20年度の排出量実績を示している。

### 4．今回のスクリーニング評価に関する審議の進め方

今回のスクリーニング評価については、以下の順でご審議をいただくこととしたい。

新たに収集された有害性情報、分解性情報に関する審議

専門家による詳細評価なしで優先度「高」と判定される物質の審議

専門家による詳細評価により優先評価化学物質相当と判定される物質の審議

## 化管法の対象物質から指定された第二種監視化学物質の スクリーニング評価における取扱いについて

### 1. 化管法からの指定について

これまで、化管法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）対象物質から一定の考え方の元に第二種監視化学物質（二監）に指定されている。

### 2. 優先評価化学物質のスクリーニングにおける取扱い

化管法の指定根拠を元に二監指定されている物質については、原則として二監指定時の化管法の指定根拠を元に有害性クラスの付与を行う。なお、化管法においては、一般毒性又は変異原性が指定根拠となっておらず、当該データの無い物質もあるが、その場合でも今回はデフォルト値を適用せず、化管法の指定根拠からスクリーニング評価における有害性クラスの付与を実施する。

なお、二監については、今年度中にスクリーニング評価を実施することとしているため、今回デフォルト値は適用しないが、優先評価化学物質に選定されず、一般化学物質となるものについて、来年度以降、一般毒性等のデータを収集した後にスクリーニング評価の対象とする。なお、データが得られない場合にはデフォルト値を適用するものとする。

### 3. 優先度マトリックスに当てはまらないものの取扱い

化管法においては、気道感作性がある物質を対象物質に選定しており、これらの物質が二監指定されている。他方、スクリーニング評価の検討において、感作性はスクリーニング評価における優先度マトリックスでは評価しないこととされたため、今回は気道感作性を根拠に化管法指定された物質については、スクリーニング評価の対象外とする。

来年度以降、反復投与毒性等のデータを収集した後にスクリーニング評価の対象とするものとする。

### 4. 化管法対象物質の見直し時に化管法対象外となった物質の取扱い

化管法においては、平成20年に対象物質の見直しがなされた。新たに化管法で指定された物質のうち、一定の考え方に合致するものは、第二種監視化学物質に追加指定されているが、化管法指定を外れた物質についても、第二種監視化学物質の指定は取り消されていない。第二種監視化学物質で化管法指定を外れた物質については次のようなものがあり、以下のように

扱うこととする。

変異原性で指定されていたが、その後 in vivo 試験での陰性データが見つかって指定を外れた。

これら物質については in vivo 試験で陰性の結果が得られているが、この陰性結果をもって変異原性が全て否定しきれものではないため、in vitro のデータに従って有害性クラスの付与を行い、スクリーニング評価を実施することとする。

作業環境基準の根拠が急性症状であることが判明

化管法では、吸入慢性毒性と同程度となる作業環境基準を選定の根拠としているが、作業環境基準の根拠が慢性影響ではなく、急性症状であったことが判明したため、化管法の対象物質見直しの際に、化管法対象物質から外れている。化審法でも慢性影響を見ることとしていることから、今回はこれらをスクリーニング評価に利用しないこととする。

指定根拠としていた WHO 水質基準が暫定値であった

新化管法対象物質を選定する際に、旧化管法で根拠としていた WHO の水質基準値が暫定値であることにより、根拠として採用されなかったことから、優先評価化学物質の選定においても根拠として使用しない。

今回スクリーニング評価の対象としない 及び の物質についても、来年度以降、一般毒性等のデータを収集した後にスクリーニング評価の対象とする。